

8 県産材販売管理票 市町村番号等

管理票番号のうち「市町村番号」については、以下のコードから該当するものを記入

(平成24年4月現在)

市町村名		市町村番号	市町村名		市町村番号	市町村名		市町村番号
賀茂農林	下田市	01	志太 榛原 農林	焼津市	34	天竜局	浜松市	66
	東伊豆町	02		(大井川町)	37(~H20.10)		(天竜市)	61(~H17.6)
	南伊豆町	03		藤枝市	35		(水窪町)	62(~H17.6)
	河津町	04		(岡部町)	36(~H20.12)		(佐久間町)	63(~H17.6)
	松崎町	05		島田市	38		(竜山村)	64(~H17.6)
	西伊豆町	06		(金谷町)	39(~H17.5)	(春野町)	65(~H17.6)	
	(賀茂村)	07(~H17.3)		(川根町)	40(~H19.3)	西部農林	浜松市	66
熱海市	08	川根本町		41	(浜北市)		67(~H17.6)	
伊東市	09	(本川根町)		41(~H17.9)	(雄踏町)		68(~H17.6)	
伊豆の国市	10	(中川根町)		42(~H17.9)	(舞阪町)		69(~H17.6)	
(伊豆長岡町)	10(~H17.3)	吉田町	44	(細江町)	72(~H17.6)			
(韮山町)	12(~H17.3)	牧之原市	45	(引佐町)	73(~H17.6)			
(大仁町)	15(~H17.3)	(榛原町)	45(~H17.10.10)	(三ヶ日町)	74(~H17.6)			
函南町	11	(相良町)	46(~H17.10.10)	湖西市	71			
東部農林	伊豆市	13	御前崎市	43	(新居町)	70(~H22.3)		
	(修善寺町)	13(~H16.3)	(御前崎町)	43(~H16.3)	例外			
	(土肥町)	14(~H16.3)	(浜岡町)	51(~H16.3)	静岡県	99		
	(中伊豆町)	16(~H16.3)	掛川市	47	※ 原則、市町村番号を記載するが、市町まで産地を特定できない製品(合板等)については、この番号を選択することができる。			
	(天城湯ヶ島町)	18(~H16.3)	(大須賀町)	48(~H17.3)	農林事務所が代理で発行する場合			
	三島市	19	(大東町)	52(~H17.3)	農林事務所	業者番号		
	沼津市	20	菊川市	49	賀茂	8001~		
	(戸田村)	17(~H17.3)	(菊川町)	49(~H17.1)	東部	8301~		
	裾野市	21	(小笠町)	50(~H17.1)	富士	8501~		
	清水町	22	袋井市	53	中部	8701~		
	長泉町	23	(浅羽町)	57(~H17.3)	志太榛原	8901~		
	御殿場市	24	磐田市	54	中遠	9101~		
	小山町	25	(福田町)	55(~H17.3)	天竜局	9301~		
富士農林	富士市	26	(竜洋町)	56(~H17.3)	西部	9501~		
	(富士川町)	31(~H20.10)	(豊田町)	58(~H17.3)				
富士宮市	27	(豊岡村)	60(~H17.3)					
(芝川町)	28(~H22.3)	森町	59					
中部農林	静岡市	33						
	(清水市)	29(~H15.3)						
	(蒲原町)	30(~H18.3)						
	(由比町)	32(~H20.10)						

例外(99番)について

合板のように複数産地の原木を集めて作る製品については、市町ごとに管理することができない。静岡県産材証明制度の創設から10年以上が経過し、実態にそぐわない点があったため、平成24年度の改正で対応を図った。